

背景

土壤汚染対策法（以下、「法」という。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「条例」という。）による制度の運用から6年以上が経過し、土地の利用等履歴調査制度の運用に課題が生じてきた。法や条例の適用を受ける前に、自主的な調査により土壤汚染が発覚する事例が増加し、より適切な土壤汚染調査・対策を推進できる制度に見直す必要があった。本年4月に法が改正され、条例と法との整合性を図る必要があった。

第1 現行制度と課題

1 現行制度

法、条例では一定の要件に該当する場合に、土壤汚染状況調査を実施し、さらに条例で土地の利用履歴等調査（以下「履歴調査」という。）を実施している。土壤汚染があった場合は、その土地を法では指定区域、条例では管理区域に指定し、必要な対策を実施している。

2 課題

- ・土地取引などのため、法や条例の及ばないところで土壤汚染が発覚し、掘削除去に偏った対策の実施や不適正な汚染土壌の処理による汚染の拡散のおそれがある。
- ・履歴調査の方法の統一的な運用、土地所有者間等での情報の引継ぎ、建設発生土等の再使用時の汚染の有無確認が必要である。
- ・改正法と条例の整合、条例の指定調査機関制度の見直しが必要である。

第2 今後の土壤汚染対策制度のあり方

1 調査契機及び履歴調査

(1) 調査契機

面積要件

条例が対象としている3,000m²以上の土地の形質変更は、府域の全開発面積のおよそ8割に達しており、府域の土壤汚染の状況を効果的に把握できている。

業種による調査契機の追加

特定有害物質を使用等している業種は多岐にわたっていることから、特定の業種を対象とした調査契機の設定は困難である。

改正法との整合

調査契機について、法との整合を図るための条例の規定整備が必要である。

自主調査の活用

3,000m²未満の土地の土壤汚染の発見や適切な対策の促進のため、自主調査に府が関与する仕組みが必要である。

(2) 履歴調査

汚染を早期に発見し、汚染の拡大を未然に防止するとともに、法の命令による調査を補完するため、土地の履歴調査に基づく調査の実施を求める制度が必要である。

(3) 履歴調査方法の標準化

履歴調査の報告事項や調査方法を見直し、内容・方法の明確化、標準化が必要である。

2 自主調査

(1) 自主調査への関与

自主調査が客観性の高いものとなるよう、また法への移行申請が円滑に行えるよう試料の採取方法・分析結果等の確認や技術的な助言を行う仕組みが適当である。

(2) 自主調査結果等の情報公開

自主調査の結果について、周辺住民・府民に提供するなど、法、条例の対象となった土地と同様に情報を公開する仕組みが必要である。

3 区域指定

(1) 区域の区分

法に合わせ、管理区域を2区域に分割し、措置方法を指示する制度とする必要がある。

(2) 指定された区域の情報公開

土壤汚染があった土地に関連する情報を府民にわかりやすく公開するよう努める必要がある。

4 汚染土壌の管理

(1) 汚染土壌の搬出・処理等

搬出汚染土壌の適正処理のため、法に合わせ、搬出の事前届出、運搬時の基準、管理票の交付などの搬出規制制度が必要である。

(2) 受入れ土砂の確認

汚染された土砂の混入など、汚染拡大を防止し受入側の責任を明確にするため、土砂を受け入れる土地所有者等はその性状等の確認に努める必要がある。

5 情報の引継ぎ

汚染土壌の不適切な取扱いを防ぎ、土壤汚染を適切に把握するため、土地取引や事業継承時に有害物質の取扱状況や過去の調査結果等を引継ぐ仕組みを設ける必要がある。

6 指定調査機関

条例の指定調査機関の内、91%が法の指定も受けており、改正法では能力や信頼性向上を図る制度が導入された。そのため、機関の負担を考慮し、法との重複を避けるため、条例の制度は廃止しても支障は無い。

7 その他

(1) リスクコミュニケーションの促進

土壤汚染に関する情報の積極的な公開や、調査機関、NPO、不動産関係者、銀行、保険会社等と連携した普及啓発や勉強会の開催等の取組みを進める必要がある。

(2) 情報の収集、提供等

履歴調査結果や土壤汚染状況調査結果、自主調査結果など府域の土地情報を整理し、公開するなど、わかりやすい情報提供の方法について検討する必要がある。

附帯意見

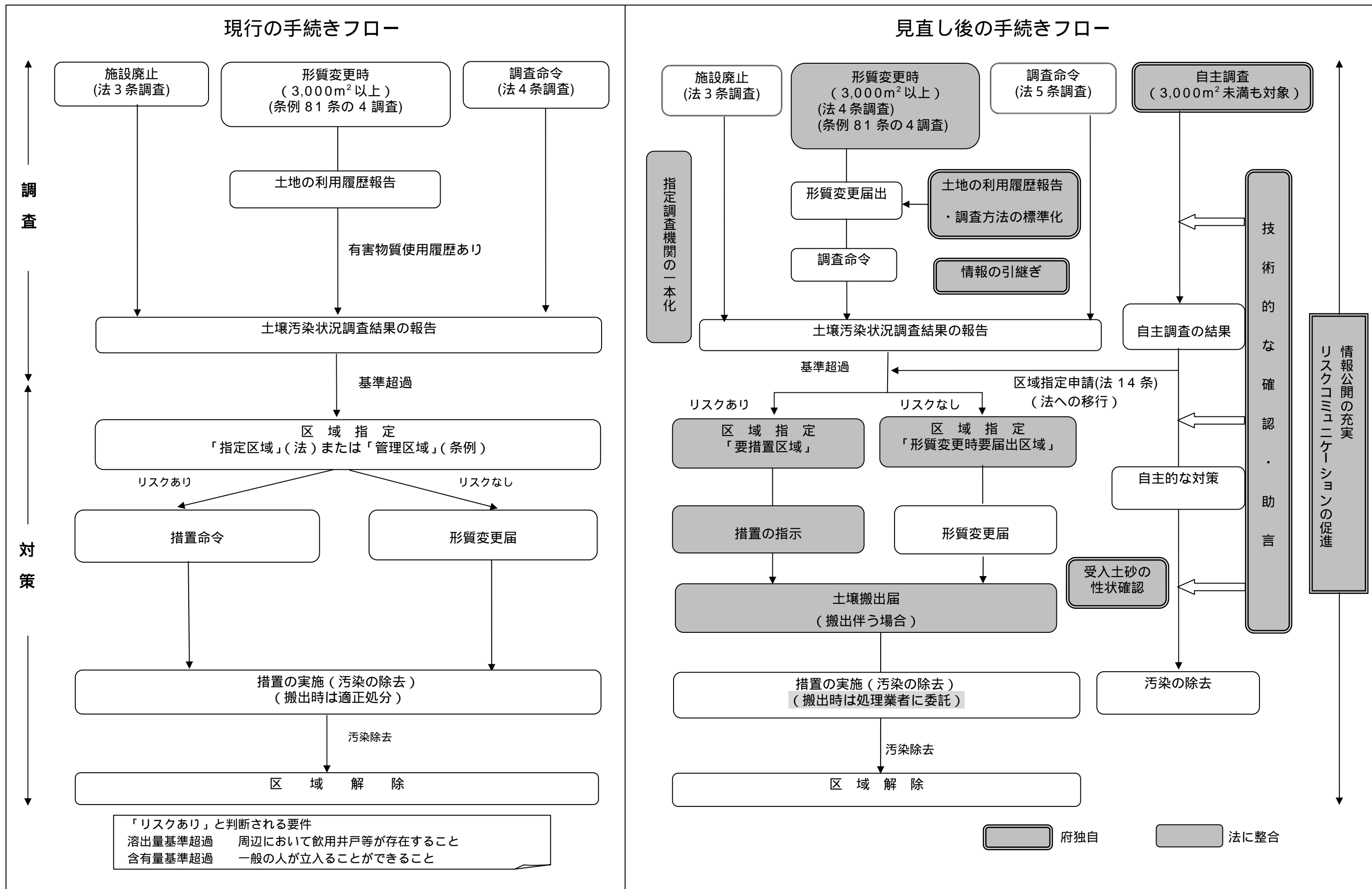
府民意見等を勘案し、以下の点について留意し、土壤汚染対策の総合的な推進を図るべきである。

搬出土砂の受入側が土砂の性状等を確認する具体的な方法を検討し、明らかにする。

自然的原因により環境基準値が超過している土壌の府域の存在状況等の知見を収集・整理する。

土壤汚染に係るリスクコミュニケーションの具体的な方法を検討し、促進する。

現行制度と見直し後の土壌汚染対策制度



大阪府における土壌汚染状況の調査件数（政令市含む）

（平成21年3月31日現在）

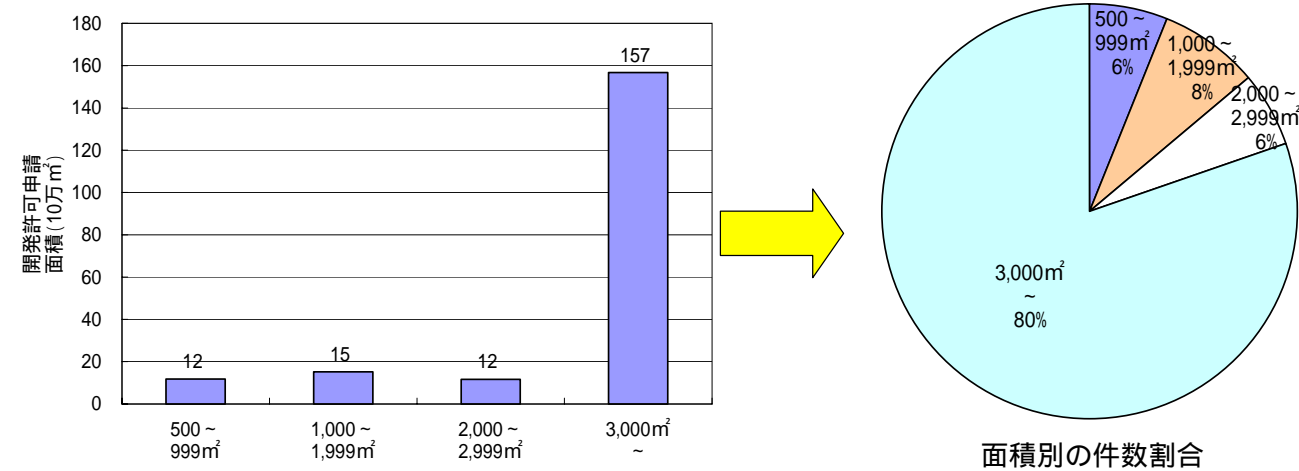
受理した自主調査 （H15.2.15～）	法に基づく調査 （H15.2.15～）	条例に基づく調査 （H16.4.1～）
503	161	168

指定調査機関が実施した土壌汚染状況の調査件数

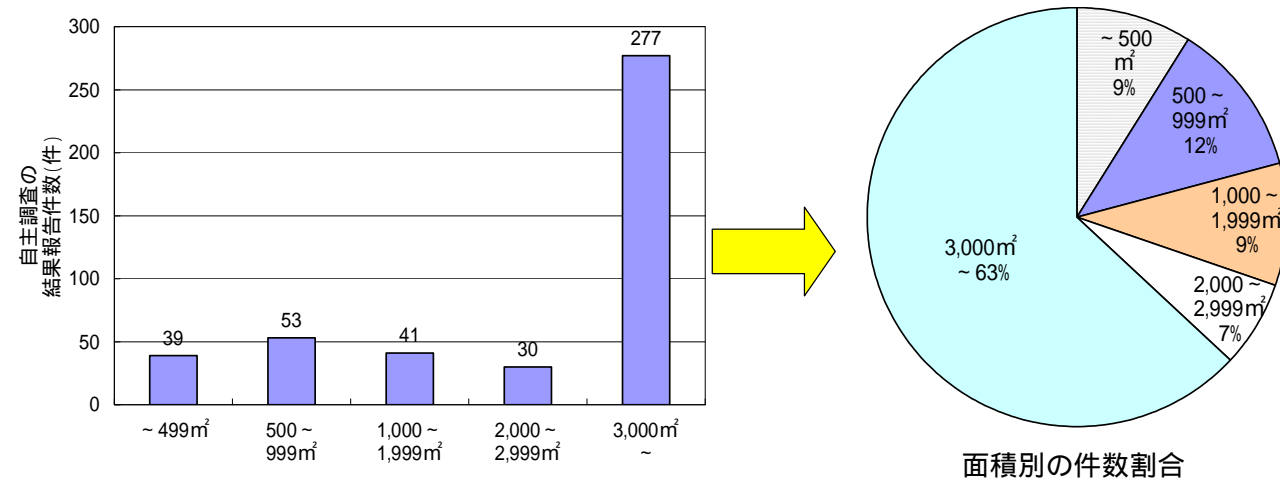
自主調査	法に基づく調査		条例に基づく調査
	うち、行政へ 報告あり	報告なし	
807	114	693	55

注）大阪府指定調査機関410機関のうち、主な22機関にアンケート調査を実施（うち、16機関から回答）

面積別・開発許可申請のあった面積（平成19～20年度）



面積別・自主調査の結果報告件数（法施行～平成21年3月31日）



大阪府域における特定有害物質の取扱がある業種別工場・事業場数

（平成19年度PRTR法による届出より）

全事業場数 1,284
全業種数 34

業種	事業場数（割合）	揮発性有機化合物 （第1種特定有害物質）	重金属等 （第2種特定有害物質）	農薬等 （第3種特定有害物質）
その他の小売業（燃料小売業）	738（57.5%）			
金属製品製造業	112（8.7%）			
化学工業	103（8.0%）			
廃棄物処理業 ¹	60（4.7%）			
水道業（下水道業） ²	41（3.2%）			
非鉄金属製造業	34（2.6%）			
一般機械器具製造業	26（2.0%）			
鉄鋼業	22（1.7%）			
電気機械器具製造業	15（1.2%）			
プラスチック製品製造業	16（1.2%）			
窯業・土石製品製造業	15（1.2%）			

- 1 一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設が設置されている事業所（ごみ処分業または産業廃棄物処分業を営む事業者が有するものに限定）については全項目の届出が必要
- 2 下水道終末処理施設が設置されている事業所については全項目の届出が必要。

大阪府域における有害物質使用特定施設を設置している業種別工場・事業場数

（平成20年度水質汚濁防止法、下水道法による届出より）

全事業場数 789
全業種数 39

業種	事業場数（割合）	揮発性有機化合物 （第1種特定有害物質）	重金属等 （第2種特定有害物質）	農薬等 （第3種特定有害物質）
金属製品製造業	295（37.4%）			
洗濯・理容・美容・浴場業	137（17.4%）			
化学工業	46（5.8%）			
鉄鋼業	20（2.5%）			
一般機械器具製造業	30（3.8%）			
その他の事業サービス業	18（2.3%）			
印刷・同関連業	10（1.3%）			
学校教育	20（2.5%）			
窯業・土石製品製造業	17（2.2%）			
電気機械器具製造業	21（2.7%）			
輸送用機械器具製造業	12（1.5%）			
学術・開発研究機関	46（5.8%）			
その他の製造業	12（1.5%）			

中間報告に対する府民意見及びそれに対する部会の考え方（概要）

主な府民意見等の内容	検討部会の考え方
調査契機及び履歴報告に関すること	
調査契機について、今後検討していくということがあるか。	条例による調査契機は引き続き必要。現状から後退しないように法との整合を図る。 業種に着目した調査契機の設定は困難。現行の有害物質使用施設等による調査契機の設定が適当。
履歴調査について、その結果汚染が見つかる例があるため、有用と考える。	汚染の早期発見と拡大防止、法に基づく調査の補完のため、履歴調査は引き続き必要。
履歴調査の方法について、具体的な標準化の案を伺いたい。	履歴調査の項目、調査内容等は、これまでの実績等を参考に府において適切に示されるべき。
自主調査に関すること	
自主調査に対する府の関与について、慎重にすべきである。その具体的な方向性を伺いたい。	自主調査について、府への報告等を義務付けるのではなく、法や条例に準じた適切な調査が行われるよう府が助言などを行うべき。
自主調査結果の情報公開について、事業者による公開を促進する仕組みを作る方がよい。	行政が標準的な項目を定めた上で、自主調査結果の情報公開を進めることは、リスクコミュニケーション推進の観点からも必要。
区域指定に関すること	
「形質変更時要届出区域」に相当する区域を条例に設けるのは賛成である。	条例で「形質変更時に届出が必要な区域」と「汚染の除去措置が必要な区域」に分けて指定することは、掘削除去偏重への是正につながる。
搬出土壤の管理に関すること	
受入土砂の確認について、具体的な調査対象物質や分析頻度を伺いたい。	対象物質は条例の管理物質。具体的な確認方法は、今後、大阪府において検討すべき。
受入土砂の確認について、造成側の義務とするのは妥当でない。	土砂の搬出元に土壤性状等の提示を求めるなど、受入側による汚染土壤でないことの確認が必要。
情報の引継ぎに関すること	
土壤環境情報について、新しい土地の関係者間で管理・引き継ぐことは適切である。	特定有害物質使用等事業場は、土地の取引時等に、物質の取扱い状況や調査結果等の情報を引継ぐことが必要。
指定調査機関に関すること	
条例の指定調査機関を廃止し、法と一元化することは、事務の簡素化も含め妥当なもの。	条例の指定調査機関の9割が法と重複。法に信頼性の向上を図る制度が導入されたため、制度の廃止は適当。
その他	
リスクコミュニケーションの発達、浸透は有用。条例で具体的な形を提示してほしい。	対策を適切かつ円滑に進めるためリスクコミュニケーションの促進は必要。環境施策全体の中で位置づけ、具体的な方法を府で検討すべき。
自然由来と考えられる土壤汚染について、判定基準、対策基準の明確化、知見の収集・開示が必要である。	汚染が自然的原因か否かは個々の事案で慎重に判断すべき。現時点で一律の判定基準を設けることは困難。自然的原因で環境基準を超える地層等があり、府において知見の収集・整理に努めるべき。

審議経過

時期	審議内容等
平成21年5月11日	・環境審議会に諮問 ・土壤汚染対策検討部会を設置
6月29日	第1回検討部会 ・現行制度と施行状況について ・改正法の概要と手続きについて ・主な課題とその論点について
9月18日	第2回検討部会 ・各論点に対する主な審議内容について ・各論点と見直しの考え方について ・検討部会中間報告のとりまとめ
9月25日～ 10月24日	検討部会中間報告に対する府民意見の募集 ＜結果＞ 意見提出：13人（内、団体4） 意見数：59件
11月2日	第3回検討部会 ・第2回検討部会での主な審議内容について ・中間報告に対する府民意見及びそれに対する検討部会の考え方について ・検討部会報告のとりまとめ

【土壤汚染対策検討部会委員名簿】

< 審議会委員 >

津留崎 直美（大阪弁護士会所属弁護士）
益田 晴恵（大阪市立大学大学院理学研究科教授）

< 専門委員 >

大久保 規子（大阪大学大学院法学研究科教授）
平田 健正（和歌山大学理事）
藤田 正憲（高知工業高等専門学校校長・大阪大学名誉教授）

部会長 部会長代理